



ヨーロッパ意匠法から見た日本の意匠法

ユアサハラ法律特許事務所 パートナー 弁理士
青木 博通

【目次】

はじめに

欧州共同体意匠規則と日本の意匠法の比較

1. 欧州共同体意匠規則の概要
 2. 登録共同体意匠の保護対象
 3. 登録共同体意匠の実体審査
 4. 登録共同体意匠の保護要件
 5. 登録共同体意匠の手続的要件
 6. 登録共同体意匠の保護範囲
 7. 登録共同体意匠の侵害訴訟
 8. 登録共同体意匠の無効
 9. 非登録共同体デザイン権
- 日本の意匠法の将来

はじめに

2003年4月1日より、欧州共同体商標意匠庁（Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs) / OHIM)¹⁾へ出願し、登録する

ことにより、欧州共同体加盟国15カ国全域に権利の効力が及ぶ単一の意匠権を得ることができる欧州共同体意匠規則（ヨーロッパ意匠法）（以下、「規則」という）が施行された。

規則は、保護対象に2次元のロゴや一品制作の彫刻を含めるなど、日本の意匠法とはかなり異なった意匠制度となっている。

本稿では、規則と日本の意匠法を比較検討し、日本の意匠法の将来像を展望してみたい。

欧州共同体意匠規則と日本の意匠法の比較

1. 欧州共同体意匠規則の概要

規則は、OHIMへ出願をし登録後権利が発生し、出願の日から25年間保護される「登録共同体意匠権」の制度と意匠が最初に欧州共同体内の公衆に利用可能となった日から無方式で権利が発生し3年間保護される「非登録共同体デザイン権」の制度の2本だてになっている。前者は2003年4月1日より（出願受付は2003年1月

1) 2003年11月10日の時点で、8,314件の出願があり、16,443件の意匠が登録され、意匠公報に掲載されている。OHIMの職員数も1996年（欧州共同体商標出願の受理を開始した年）の199名から、現在643名にまで増えており、23名の審査官が意匠の審査を担当している（OHIM意匠部 José Izquierdo Peris氏の説明による）。2003年のOHIMの年間予算は、157,428,000Euro（約204億円）となっている。多意匠一出願主義を利用しているものが多く（52.32%の利用率）、実際に出願された意匠の数は、31,787件になる。82件の出願が取り下げられ、2件の出願が拒絶されている。出願意匠件数のTop10は、1位ドイツ（4,412件）、2位イタリア（3,283件）、3位米国（2,384件）、4位英国（2,111件）、5位スペイン（1,970件）、6位フランス（1,500件）、7位日本（963件）、8位オランダ（859件）、9位スウェーデン（577件）、10位デンマーク（565件）、18位オーストラリア（97件）、26位中国（43件）、29位韓国（37件）、30位タイ（35件）となっている。出願の多いICALノ分類のTop10は、1位6類（家具等）、2位9類（パッケージ等）、3位2類（衣服等）、4位23類（暖房装置等）、5位14類（通信機器等）、6位7類（調理用器具等）、7位21類（ゲーム、玩具等）、8位25類（建築部材等）、9位26類（照明機器）、10位19類（文房具）となっている。以上のデータは、2003年11月27日に、社団法人日本国際知的財産保護協会により開催された「AIPPI OHIM商標 意匠セミナー」のテキストによる（OHIM意匠部Mr. José Izquierdo Peris執筆）。

1日より開始された) 後者は2002年3月6日より施行されている。

欧州共同体意匠制度における2つの意匠権

登録共同体意匠権(25年間) 2003年4月1日施行

(登録により保護が開始) RCD

非登録共同体デザイン権(3年間) - 2002年3月6日施行

(無方式で保護が開始) UCD

2. 登録共同体意匠の保護対象

規則3条において、「意匠」とは、製品全体又は部分の外観であって、当該製品自体及び/又はその装飾の、特に線、輪郭、色彩、形状、手ざわり(texture)及び/又は素材の特徴に由来する外観をいい、「製品(Product)」²⁾には、あらゆる工業品または手工芸品をいい、とりわけ、1個の複合製品に組み立てることを意図した部品、包装、表装(get-up)、グラフィックシンボル、タイプフェイスが含まれると定義されている。

日本の意匠法のように、物品性、美感、工業上利用可能性が要求されないため、意匠が幅広く保護されている。

なお、明治21年の日本の意匠条例では、「物品に応用すべき形状、模様、色彩……」となっており、意匠は物品と分離して存在する無体財産であり、規則3条に近いものを保護対象としていた。その後大正10年法で「物品に関し……」となり、昭和34年法で「物品の……」となり現行法に至っている³⁾。

実際の登録例を示すと以下の通りである。

部分意匠(登録第30671 - 0004号)

装飾(登録第70222 - 0001号/図1)

ロゴ(登録第25267 - 0001号/図2)

グラフィックシンボル(登録第56338 - 0001号)

Get-Up(登録第75726 - 0004号)

アイコン(登録第38575 - 0002号/図3)

モニタースクリーンイメージ(登録第13131 - 0005号)

キャラクター(登録第70594 - 0003号)

彫刻(登録第7323 - 0001号/図4)

タイプフェイス(登録第41496 - 0001号)

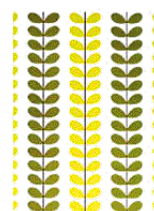
移動可能なビルディング(登録第6879 - 0002号)

動的意匠(登録第50802 - 0001号/図5)

組の意匠(登録第20623 - 0019号)

は、日本でも登録が可能な部分意匠である。製品名は、米国における部分意匠の登録例のように「Key button arrangement for mobile telephones」と部分名を記載している。ただし、日本と同様に製品全体の名称「Digital Camera」と記載している登録例も有る(登録第3524 - 0003号)

~ は、製品名「装飾」,「ロゴ」,「グラフィックシンボル」,「Get-Up」に関する意匠であり、これらの製品名の区別はあまりなく、出願人の好みで製品名を特定しているようである。これらの意匠は、日本では物品性の要件との関係で登録できない。「ロゴ」を欧州共同体意匠として登録した場合の法的効力範囲については、拙稿「商標と意匠の関係 欧州共同体意匠規則による商標の保護」(2003年7月号)参照。



登録番号:
000070222-0001
権利者:
D.J. Rowan
製品名:
Ornamentation

図1 装飾



登録番号:
000025267-0001
権利者:
Colgate-Palmolive
Company
製品名:
Logos

図2 ロゴ(Logos)

2) 満田重昭千葉大学名誉教授は、「Products」の訳語として、「生産物」を使用されている(半田正夫・牧野利秋外編「知的財産権事典」丸善(2004年)246頁)。

3) 注2)(満田重昭千葉大学名誉教授執筆)246頁。

は、製品名「アイコン」に関する意匠である。日本でも、携帯電話機のような専用機器のアイコンについては、部分意匠制度を利用して、物品名「携帯電話機」として登録することができるが（登録例：意匠登録第1075910号）、アイコン自体や汎用コンピュータのアイコンについては、意匠の物品性との関係で登録できない⁴⁾。米国では汎用コンピュータ用のアイコンは登録可能であり（登録第425,079号）、韓国も2003年7月1日より、登録できるように運用を変えた。



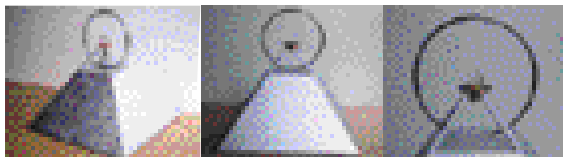
登録番号：000038575-0002
 権利者：NEC Infrontia Corporation
 製品名：Icons [for computers]
 Communications equipment
 Cash registers

図3 アイコン (Icons)

の日本における取り扱い、と同様である。

は、日本では著作権法で保護され、物品性との関係で意匠登録の対象とはならない。

は、一品制作物の彫刻であるから、日本では工業上利用可能性がないとして登録にならないが、規則では、このような要件がないため保護の対象となる。日本では、彫刻は著作権法で保護がされている。



登録番号：000007323-0001
 権利者：Petia Prime
 製品名：Sculpture with both Aesthetic and Healing properties

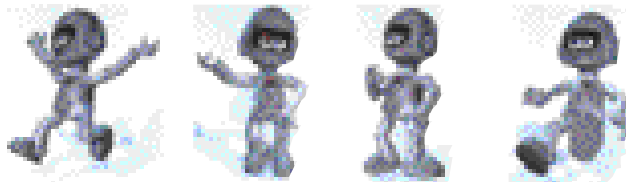
図4 彫刻 (Sculpture)

のタイプフェイスは、物品性との関係で、日本では意匠登録することができない。著作権の保護の可能性はあるが、最高裁（平成12年9月7日判決）は「著作権法

2条1項1号は、『思想又は感情を創作的に表現したものである』を著作物と定めるところ、印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であり、かつ、それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならないと解するのが相当である。」と判示しており、かなり高度な独創性及び美的特性が必要となる。

は、移動可能なビルディングであり、移動できないビルディングについては、製品ではないとして、保護が拒絶される可能性がある。日本でも移動可能な組立家屋は登録できるが（登録第903830号）、移動できないビルディングは登録できない。

は、製品名が「table knives, forks and spoons」_α「chopsticks」の2種類になっている。規則では、製品名を複数書くことができる。結果的に、旧英国意匠法でいうところの「組の意匠 (Set of Articles)」_β、日本の組物が保護されることになる。



登録番号：000050802-0001
 権利者：ARCELIK AS
 製品名：Dolls

図5 動的意匠

3. 登録共同体意匠の実体審査

規則では、実体審査は、意匠が保護対象に該当するか（規則3条）、公序良俗違反でないか（規則9条）の2点のみなされる（規則47条1項）。その他の保護要件については、登録後、無効宣言の請求によりOHIMが、または、意匠権侵害訴訟において共同体意匠裁判所（加盟

4) 特許庁（平成14年2月）「意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン - 基本編 - 「液晶表示等に関するガイドライン（部分意匠対応版）」6頁。

国の国内裁判所が指定される)が、判断することになる。欧州共同体商標については、先行商標との抵触関係は異議申立があった後に、審査されることになっており、全出願に対する異議の比率は約20%と高い。意匠についてもどの程度の無効宣言の請求率になるか注目される。2003年11月27日までに3件の無効宣言の請求があったようである。

日本では、すべての登録要件について実体審査がなされており、特許庁の公知資料の収集・整理、実体審査と負担は大きい。

4. 登録共同体意匠の保護要件

(1) 出願人適格

規則では、意匠の創作者又はその承継人が出願することができる(14条1項)。職務創作については、原則企業に帰属する。但し、契約に別段の定めがある場合や国内法で別段の規定がある場合にはそちらが優先する(規則14条3項)。

日本では、意匠の創作者又は意匠登録を受ける権利を譲り受けたものが出願できる。職務創作については、原則、従業員に帰属し、契約等により企業が出願人となることができる(準用特許法35条)。

(2) 保護対象

上記2.参照。

(3) 通常の使用方法で外部から見えない意匠

規則4条では、複合製品(complex product/製品の分解及び再組み立てを可能にする、交換可能な複数の構成部品からなる製品)の一部を構成する部品(component part)の意匠は、当該意匠が複合製品に組み込まれた場合、通常の使用方法に従っている間外部から見えること(visible during normal use)が保護要件となっている。車のボンネット内にある製品は、通常の使用方法による場合外部から見えないので、保護さ

れない可能性がある⁵⁾。

「通常の使用」は、最終消費者によるものを意味し、メンテナンス、サービス、修理は含まれない。

日本には、このような規定がないので、通常の使用方法で外部から見えない意匠でも登録することができる。このような意匠の登録例はかなり多い。但し、侵害事件において、登録意匠と同一又は類似する意匠が被告製品に組み込まれて視認できない場合には、侵害が否定される場合がある。侵害を否定した事件として、端子金具事件(東京高判平成6年2月1日)及び減速機事件(東京高判平成15年6月30日最高裁HP)⁶⁾、視認できない部分が要部でないことを理由に侵害を肯定した事件として、鋸用背金事件(大阪高判昭和57年9月16日無体集14巻3号571頁)がある。

(4) 新規性 相対的新規性

共同体意匠と同一の意匠が出願日(優先日)前に公衆の利用に供せられ(available to the public)ていないときは、新規性(novelty)があるとみなされる。重要でない細部(immaterial details)において違う場合は、同一の意匠の範疇に含まれる。

「公衆の利用に供せられ」の意味については規則7条に規定があり、意匠が、登録後の公告その他で公示され、展示され、取引において使用された等の場合には、当該意匠は新規性(規則5条)及び独自性(規則6条)との関係において公衆の利用に供せられていたものとみなされる(規則7条1項)。

しかしながら、欧州共同体内で事業を営む当事者にとってビジネスの通常のプロセスで合理的に知り得なかった場合には(not reasonably have become known in the normal course of business to the circles specialized in the sector concerned, operating within the Community)、公衆に利用可能となったものとはみなされない(規則7条1項)。

すなわち、判断主体を欧州共同体内で事業を営む当事者におく、相対的な新規性要件となっている。

5) David C Musker 「隠された意味『使用時に見えない』意匠に関する英国の考え方」AIPPI48巻11号33頁参照。

6) 判例評釈として、茶園成樹「減速機付きモーターを製造販売することが意匠に係る物品を減速機とする意匠権を侵害しないとされた事例」発明100巻12号103頁、山口健司「意匠権侵害の成立と意匠の視認性の要否 部品の意匠権の効力の限界」知財管理54巻2号195頁がある。

日本では、絶対的な新規性要件となっており（意匠法3条1項）、公知意匠と同一又は類似する意匠には新規性が認められない。規則の「重要でない細部において違う場合」は、日本の「類似」概念に近い。ただし、規則では製品の類否は問わない。

(5) 独自性

共同体意匠の情報に通じた使用者（informed user）に与える全体的印象が、出願日（優先日）前に公衆の利用に供せられた意匠と異なっているときは、独自性があると判断される（規則4条、6条）。但し、独自性（Individual character）を評価する場合には、当該意匠の開発における意匠創作者の自由度を考慮する必要がある。

「公衆の利用」の意味については、上記4.(4)参照。

「情報に通じた使用者」については、英国特許庁のホームページに、「『情報に通じた使用者』とは、詳細に細部を見分ける能力のある意匠の専門家（Design Expert）ではなく、むしろ、その製品に精通している者をいう。例えば、ウェイトレスが新しいカフェテリアを、存在するカフェテリアとの関係で前にどこかでみたことがある（デジャブ（déjà vu））として判断するであろうか？」との説明がある。また、OHIM関係者の本には⁷⁾、には、「コレクター又は小売商人」が該当する旨の説明がある。

「意匠創作者の自由度」については、英国特許庁のホームページに「その外観が機能に基づくものでなく、また、Must Fitでもない場合には、意匠創作者の自由度があると判断される」旨の説明がある。また、OHIM関係者の本にも⁸⁾、「意匠創作者の自由度については、技術的機能（Functionality）、先行意匠（Prior Art）が考慮される」旨の説明がある。

独自性の規定は、日本の創作非容易性の規定に近く、また、日本の類似概念も包含する概念といえる。独自性

の規定も製品の類否を問わない。

独自性の規定内容と登録共同体意匠権の効力範囲の規定内容は一致している。日本では、意匠法3条1項3号の類似範囲と効力範囲は一致しているが、創作非容易性の範囲と効力範囲は、一致していない。創作非容易性の範囲の方が広い。

(6) 新規性・独自性喪失の例外及び博覧会による優先権

出願日（優先日）前12ヵ月以内に意匠創作者またはその承継人の行為または提供した情報に起因して公衆に利用可能となった場合には、新規性及び独自性を喪失しない（規則7条）。特に手続きは必要ない。

優先権を主張した場合には、第1国出願日前12ヶ月以内の新規性喪失の例外が認められることになり、かなり長い期間、例外規定が適用されることになる。このような優先日 前の新規性喪失の例外を認める制度を「International Grace Period」と呼ぶ場合もあるようである。

日本の場合には、優先権主張の出願であっても、新規性等喪失の例外は、我が国への出願日前6ヶ月以内である。また、証明書の提出等一定の手続きが必要となる（意匠法4条）

規則では、国際博覧会において意匠を開示した場合、最初の開示の日から6ヶ月の期間内に出願をしたときは、当該出願人は規則43条の規定の当該日から優先権を主張できる（規則44条1項）。

日本の意匠法にはこのような規定はない。パリ条約11条の義務は、新規性等喪失の例外規定により担保されている（意匠法4条）⁹⁾。

(7) 技術的機能によって定められた意匠及び相互連結の意匠

技術的機能のみによって定められた製品の外観の特徴

7) Paul Maier (Director of the Designs Department of OHIM, Alicante) and Dr. Martin Schlötterburg (Administrator in the Designs Department of OHIM, Alicante) 「Manual on the European Community Design」 Carl Heymanns Verlag KG (2002)、訳本・社団法人日本国際知的財産保護協会「欧州共同体意匠マニュアル（弁理士水野みな子監修）」13頁、14頁。

8) 注7（訳本）14頁。

9) 日本の新規性喪失の例外規定と欧州共同体意匠規則との比較については、森本敬司「新規性喪失例外規定の変遷とあるべき方向」DESIGNPROTECT59巻16 - 3号17頁参照。

(features of appearance of a product which are solely dictated by its technical function) には、意匠権による保護は認められない(規則8条)。ある機能を追求した場合に、他の意匠も考えられる場合(代替意匠が考えられる場合) 機能的でないと言えるか否かについては、今後欧州司法裁判所で判断されることになると思われる。

欧州共同体商標理事会指令3条1項(e)の「the shape of goods which is necessary to obtain a technical result」については(絶対的拒絶事由) Philips社の立体商標(髭剃りのヘッドの形状)に関する事件で、代替形状の存在を立証するのみでは同項の拒絶・無効理由は解消しないと、欧州司法裁判所で判断されているが(In Case C-299/99 Koninklijke Philips Electronics NV v. Remington Consumer Products Ltd. June 18, 2002)¹⁰⁾、意匠の場合、商標と異なり半永久的に権利が存続することはなく、機能性の規定の文言も異なるので、立体商標とは異なった解釈がなされる可能性が高いと考える。

いずれか一方の機能を発揮させるために機械的に相互連結する(mechanically connected to or placed in, around or against another product so that either product may perform its function) 製品の外観には意匠権による保護は認められない。いわゆる「Must Fit」排除の規定である。プラグのソケットとの吻合部

分は、相互連結の意匠(Must Fit) に該当する。

但し、モジュラーシステム内(Modular System / 構成単位)の相互に交換可能な製品の複数の組み立て又は連結を可能にするような意匠に該当する場合には(a design serving the purpose of allowing multiple assembly or connection of mutually interchangeable products within a modular system)、意匠権による保護が可能である。例えば、組立式棚(shelving arrangements)、Lego社のおもちゃブロックが該当する。Lego社のおもちゃブロックは、その製品の主目的が勘合することにあることにより保護除外の例外とされている。Lego社のロビー活動もあつたようであり、本条は、「Lego Clause (レゴ条項) 」と呼ばれている。

日本にも機能的意匠の登録を排除する規定がある(意匠法5条3号) Must Fitについては具体的に規定されていないが、意匠法5条3号の規定に包含されると解する。規則にあるレゴ条項は日本にはないが、日本の不正競争防止法2条1項3号の「通常有する形態」の解釈について、レゴ条項と同様の考え方をとった判決¹¹⁾がある。意匠についても同様の解釈が意匠法5条3号についてなされるものと解する。

(8) 公序良俗違反

公序良俗に反する意匠(designs contrary to

10) Philips事件の概要については、Jean-Christophe Troussel and Pieter Van den Broecke 「IS EUROPEAN COMMUNITY TRADEMARK LAW GETTING IN GOOD SHAPE ?」 Trade Mark Reporter Vol.93 1077頁、Paloma Verdu Sanchez 「Philips Electronics NV v Remington Consumer Products Limited事件」 AIPIPI Vol48巻12号14頁参照。米国における機能性の議論については、Perry J. Saidman 「Kan Traffix Kops Katch the Karavan Kopy Kats ? or Beyond Functionality: Design Patents are the Key to Unlocking the Trade Dress/Patent Conundrum」 Journal of the Patent and Trademark Office Society 82巻12号839頁参照。

11) エアソフトガン事件(東京高判平成14年1月31日)において裁判所は、「いわゆる交換部品の市場における自由競争保護の要請から、交換部品の模倣品については、法2条1項3号による保護がないとする考え方がある。確かに、商品が破損した場合には修理の必要が生じ、その場合、消費者に過大な負担を負わせないように、公正な競争秩序維持が要請されることは明らかである。しかし、交換部品の市場、特に、いわゆるカスタムパーツの市場について、修理のための部品と同列に考えることはできない。前記のとおり、エアソフトガンの愛好者の間では、その楽しみ方として、その性能、機能や外観を変えたり、改良したりすることが行われており、その需要に応(こた)えるために、本体としてのエアソフトガンに対応したカスタム用の部品(カスタムパーツ)が販売されているのである。決して通常の意味での修理のために販売されているのではない。控訴人エアソフトガンのカスタムパーツがこのようなものである以上、公正な競争秩序の維持といっても、控訴人エアソフトガン用の部品(カスタムパーツ)を自由に製造販売することを、それが交換部品であることのゆえに、許容しなくてはならない特別の必要性を見いだすことはできない。少なくとも、修理部品とは異なる、カスタムパーツのような交換部品の市場においては、完成された商品の市場における形態模倣の規制と同様に、交換部品の模倣の規制がなされるべきものであり、交換部品であるからといって、特別に模倣規制を緩和すべき理由を見いだすことはできない。」と判示している。

public or morality) には、意匠権の保護は認められない(規則9条)。規則のベースとなった「グリーンペーパー」は、「公衆を憤慨させる明白な意図をもって製品を装飾するナチスのシンボル」をあげている¹²⁾。

日本にも同様の規定がある(意匠法5条1号)。

(9) 先願主義

先行する意匠権、商標権、著作権と抵触する意匠は保護されない(規則25条)。

日本では、先願主義は、意匠出願との関係についてのみ判断される(意匠法9条)。商標権、著作権との関係は、権利の効力の制限で処理されている(意匠法26条)。

5. 登録共同体意匠の手続的要件(コンセプトの保護)

出願は加盟国の各国特許庁を介して(間接出願)または、OHIMへ直接出願することができる(直接出願)。直接出願の方が費用は安くなる。電子出願、FAX、郵送、直接提出の4つの方法¹³⁾がある。

到達主義が採用されている。日本では発信主義である。

出願から登録(5年分)までの費用は、一意匠一出願の場合、350ユーロ。日本企業の場合、欧州共同体域内の弁理士を利用する必要があるため、これに現地代理人の費用(400ユーロから500ユーロ)が加算される。

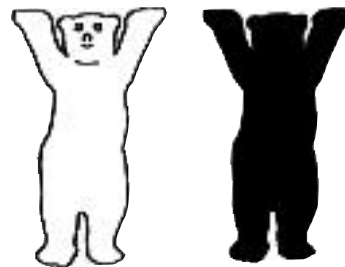
出願は、第1言語¹⁴⁾(英語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、スペイン語、デンマーク語、フィンランド語、ギリシャ語、オランダ語、ポルトガル語、スウェーデン語)のいずれかで行い、OHIM公用語である第2言語(英語、フランス語、イタリア語、ドイツ語、スペイン語)のいずれか一つを明記する必要がある(規則98条1項)。

出願書類としては、願書及び意匠の表現物(図面または写真)が必要であり、登録の請求の記載、出願人の記載、意匠の表現物が出願日認定要件となっている(規則36条1項)。

製品名の記載は義務であるが、あとから補充できる。日本の場合は物品名は、出願の際に記載しなくてはならない。

意匠創作者の記載は義務ではない。意匠創作者として個人の氏名ではなく、チーム名を記載することもできる。日本の場合、創作者名は出願の際に記載する必要がある。

図面または写真は1意匠につき最大7面図まで制限されている。7面図の中には改変した意匠も含めることができ(図6)、7面図を限度に意匠のコンセプト保護を図ることができる¹⁵⁾。米国でも同じコンセプトの意匠を1



権利者: Klaus Herlitz
登録番号: 000009279-0001
製品名: Graphic symbols

図6 コンセプトの保護(欧州)

12) 社団法人日本国際知的財産保護協会(茶園成樹執筆分)「特許庁委託平成14年度工業所有権各国比較調査研究等事業 EU意匠規則成立後の欧州における意匠制度に関する調査研究報告書」14頁。

13) 注1のテキストによると(2003年11月10日の時点)、1位郵送(6,180件)、2位FAX(2,166件)、3位電子出願(321件)となっている。電子出願は、2003年7月から可能となったので、今後電子出願の比率が増えるものと解する。

14) 注1のテキストによると(2003年11月10日の時点)、第1言語の利用率は、1位英語(3,222件)、2位ドイツ語(1,969件)、3位イタリア語(930件)、4位フランス語(817件)、5位スペイン語(560件)、6位オランダ語(462件)となっている。第2言語の利用率は、1位英語(5,223件)、2位フランス語(1,781件)、3位ドイツ語(900件)、4位スペイン語(427件)、5位イタリア語(356件)となっている。

15) 商標の世界でも、英国には、シリーズ商標の制度があり、色違い等、複数の同じコンセプトの商標を1商標として登録することができる(英国商標登録第B1451237号)。



権利者：Seiko Instruments Inc
意匠特許番号：Des.386,692
タイトル：Watch Case

図7 コンセプトの保護（米国）

意匠に実施例として複数含めることができる（米国意匠登録第386,692号／図7）。日本では、このような記載は許されず、改変意匠について別途関連意匠の出願をする必要がある。

多意匠一出願制度（multiple applications）が採用されており、1つの出願に、ロカルノ分類の同一分類に含まれる複数の意匠を包含することができる。数の制限はない（規則37条）。日本では一意匠一出願制度となっている（意匠法7条）

新規性喪失の例外については特に手続は必要ない。日本では証明書の提出等手続が必要となる（意匠法4条）

優先権主張は出願と同時に申請日から1ヶ月以内に必要があり、優先権証明書は出願の日から3ヶ月以内に提出する必要がある。日本では、出願と同時に優先権の主張をする必要がある、追って主張できない（準用特許法43条1項）

出願日（優先日）から最大30ヶ月間、意匠の表現物等を公報に掲載しない、意匠の公告繰り延べ（deferment of publication）¹⁶⁾を請求することができる。この手続は出願と同時に行う必要がある（規則50条1項）。日本では秘密意匠制度が設けられており、最大登録日から3年間（36ヶ月）、意匠が秘密にされる（意匠法14条）

出願の手続的要件、保護要件の一部の審査を得た後登録され、公告繰り延べ請求のあった意匠を除き、共同体意匠公報に掲載される（規則49条）

審査の決定に不服の場合にはOHIM審判部（Board of Appeal）へ（規則55条）審判部の決定に不服の場合には第一審裁判所（The Court of First Instance）そして欧州司法裁判所（The Court of Justice of the

European Communities）へ（規則61条）へ不服申立ができる。日本の場合、特許庁審判部 東京高裁 最高裁という救済の道がある。

6. 登録共同体意匠の保護範囲

（1）存続期間

登録共同体意匠は登録により、出願から5年間保護される。その後4回の更新により、最長25年間まで更新できる（規則12条）

日本の場合、登録の日から15年間であり、各年ごとに登録料を納付する必要がある（意匠法21条、42条）

（2）権利の効力

登録共同体意匠権は、意匠権者に意匠を使用し、第三者が自己の承諾を得ずにこれを使用することを阻止する排他権（exclusive right）を与える。すなわち、権利の性質は、独自創作にも権利の効力が及ぶ遮断効のある絶対的独占権である。日本の場合も絶対的独占権である（意匠法23条）

「使用」には、意匠が組み込まれた又は利用された製品の製造、販売、流通、輸入、輸出若しくは使用、または、これらの目的のためにその製品を保管することが含まれる（規則19条）。日本の場合、「輸出」は、「実施」に含まれない（意匠法2条3項）。権利付与法である意匠法において、属地主義を考慮したものである。不正競争防止法は、行為規制法なので、「輸出」も含まれている。

意匠権の保護範囲は、情報に通じた使用者に対して、登録意匠と異なった全体的印象を与えない意匠について及ぶ（規則10条1項）。意匠権の保護範囲を評価する場合には、意匠を開発する際の意匠創作者の自由度を考慮する。保護要件の独自性（規則4条、6条）と同じ規定ぶりになっており、登録排除の範囲と権利の効力範囲が日本と異なり一致している。日本の場合には、意匠権の保護範囲は、「類似」であり（意匠法23条）、最高裁は、「同一又は類似物品を前提とした、一般需要者の立場からみた美感の類否」を類否判断の基準としている（最判昭和49年3月19日・昭和45年（行ツ）第45号審決取消事件）。物品の同一又は類似を考慮するか否か、判断主

16) 注1のテキストによる（2003年11月10日の時点）、1,479件（4.65%）の公告繰り延べ申請があったようである。

体において、大きな違いがみられる。

願書に記載した 製品の名称、意匠の説明、公告の繰り延べの記載は、意匠の保護範囲に影響を与えないので（規則36条6項）、製品名「自動車」の意匠権の保護範囲は、おもちゃの意匠にも及ぶことになる。日本の

場合は、物品が同一または類似でないので、意匠権侵害を構成しないことになる。

権利の効力の及ぶ地域は、欧州共同体加盟国15カ国であり、2004年5月1日には、10カ国が追加される（図9）。25カ国の総人口は4億4千万人になる。

図8 日・米・欧・中における意匠権侵害の基準比較表

日本 ¹⁷⁾	米国 ¹⁸⁾	欧州共同体意匠規則 ¹⁹⁾	中国 ²⁰⁾
物品の同一又は類似 一般需要者 美感の類否 公知例との関係をみて 要部を認定 共通点が相違点を凌駕 しているか否か	Ordinary Observer 実質的同一 間違えて購入 イ号意匠が登録意匠の 新規な部分をもってい ること	Informed User 全体的印象が同じか否 か 意匠を開発する際の意 匠創作者の自由度を考 慮	物品の同一又は類似 一般消費者 全体観察により同一の 美感を有するか否か イ号意匠が登録意匠の 創作部分（要部）を剽 窃、模倣したか否か

17) ホース事件昭和49年3月19日最高裁判決は、「意匠法3条1項3号は、意匠権の効力が、登録意匠に類似する意匠すなわち登録意匠にかかる物品と同一または類似の物品につき一般需要者に対して登録意匠と類似の美感を生ぜしめる意匠にも及ぶものとされている（意匠法23条）ところから、右のような物品について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とするのに対し」と判示する。また、自走式クレーン事件平成10年6月18日東京高裁判決は、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者、需要者の最も注意を引きやすい部分を意匠の要部として把握し、要部において構成態様を共通にし、全体として観察した場合に、看者に共通の美感を与え、相違点が、共通の美感を凌駕し、別異の美感をもたらさない場合には、類似すると判示している。

18) The Eye of the Ordinary Observer Test (Gorham Mfg. Co. v. White, 81 U.S. (14 Wall.) 511, 20 L.Ed. 731 1872)「If, in the eye of an ordinary observer, giving such attention as a purchaser usually gives, two designs are substantially the same, if the resemblance is such as to deceive such an observer, inducing him to purchase one supposing it to be the other, the first one patented is infringed by the other.」及びThe Point of Novelty Test (Litton Systems, Inc. v. Whirlpool Corp., 728 F.2d 1423, 1444 Fed. Cir. 1984)「The accused device must appropriate the novelty in the patented device, which distinguishes it from the prior art.」が米国における意匠権侵害の重要な基準となっている。Paula Natasha Chavez「The Standard for Determining Infringement of a Design Patent」Journal of the Patent and Trademark Office Society Vol.73, No.11 Page 843, 佐藤恵太「アメリカ合衆国法におけるデザイン・パテントの保護範囲に関する覚書」千葉大学法学論集11巻1号63頁、James Hamilton外「米国における意匠保護」AIPPI47巻3号31頁参照。

19) 欧州共同体意匠規則10条（保護範囲）は、「The scope of the protection conferred by a Community design shall include any design which does not produce on the informed user a different overall impression. In assessing the scope of protection, the degree of freedom of the designer in developing his design shall be taken into consideration.」と規定する。

20) 2001年10月9日北京市高級人民法院発表の「特許権侵害認定ガイドライン（判断指針）62条乃至69条」岩井智子訳・韓登堂校閲「中国初の特許権侵害認定ガイドライン」AIPPI (2002) Vol.47 No.2をもとに作成したものである。なお、現在、最高人民法院は、特許権・意匠権侵害の基準について、司法解釈を作成中である。司法解釈が発効すると、今後下級審は、この司法解釈に基づき裁判を行うことになる。

図9 欧州共同体加盟国リスト

欧州共同体加盟国15カ国（現在）

Austria, Belgium, Denmark, Finland, France, Germany, Greece, Ireland, Italy, Luxembourg, The Netherlands, Portugal, Spain, Sweden, United Kingdom

2004年5月1日より追加される加盟国

Cyprus, Czech Republic, Estonia, Hungary, Latvia, Lithuania, Malta, Poland, Slovak Republic, Slovenia

その後の加盟が予測される国

Romania, Bulgaria, Turkey, Blakans

下線の国は、工業意匠の国際寄託に関するヘーグ協定加盟国

下線を引いた国が「工業意匠の国際寄託に関するヘーグ協定」の加盟国である。規則は、ヘーグ協定加盟国以外を幅広くカバーするため、ヘーグ協定の出願件数は減少したようである。

旧植民地には、権利の効力が及ばないため、これらの国に意匠権を確保したい場合には、各国毎の意匠権を取得する必要がある。例えば、ベリーズ、ウガンダ、スワジランド、ケニア、ドミニカについては英国の登録が、タヒチ、ニューカレドニアについてはフランスの登録が必要となる²¹⁾。

(3) 権利の効力の制限（Must Match意匠）

私的かつ非商業的使用、実験目的の行為、引用又は教育目的の複製等については、権利の効力が及ばない（規則20条）

先使用权者には、権利の効力が及ばない（規則22条）。国防または安全保障上必要がある場合には、政府の使用に対して、権利の効力が及ばない（規則23条）。

欧州域内消尽の考え方が適用される（規則20条）。国際消尽の考え方をとっていないので、欧州域外からの並行

輸入品の輸入を阻止することができる。

修理用部品（Must Match意匠）は、登録することができるが、権利の効力は、修理目的の修理用部品の使用には及ばない（規則110条）。たとえば、修理用部品である「自動車のドア」の意匠について権利を取得した場合、他の自動車会社が自己の自動車を製造するために、本件ドアと全体的印象が同じドアを製造する場合には意匠権侵害を構成するが、修理用部品の製造会社が、修理目的でそのようなドアを製造、販売する場合には意匠権侵害を構成しない。修理用部品の市場に新規参入を即すためにこのような制限が設けられている。

なお、欧州議会・理事会指令²²⁾では、この点各国の自由となっている。デンマーク、スウェーデン、フランスでは、各国ごとの権利を取得すれば、修理用部品メーカーに対しても権利行使できる。但し、デンマーク、スウェーデンにおいては、修理用部品の意匠権の存続期間は、出願日から15年間と短くなっている。フランスの場合には、存続期間の制限もなく、通常の意匠権と同様に、出願日から25年間である。

並行輸入については、BBS最高裁判決（平成9年7月1日判決）と同様に黙示の実施許諾説が意匠についてもとられるものとする。財務省の通達もBBS最高裁判決の考えが準用されるようになっている。日本では、修理用部品についての効力の制限の規定はない。

(4) 権利の譲渡・ライセンス・担保

譲渡

譲渡の対象は加盟国全体で、欧州共同体の特定国のみの譲渡はできない（規則28条）。多意匠一出願で登録された意匠については（登録番号は意匠毎）、一部の意匠権の譲渡も可能である。

日本でも意匠権を譲渡できるが、本意匠と関連意匠の意匠権は分離して移転することができない（意匠法22条）。

ライセンス

特定国のみもライセンスの対象となる（規則32条）。

21) 社団法人日本国際知的財産保護協会（青木博通執筆）「特許庁委託平成14年度工業所有権各国比較調査研究等事業 EU意匠規則成立後の欧州における意匠制度に関する調査研究報告書」213頁。

22) 欧州共同体議会・理事会指令の概要については、Annette Kur「"Freeze Plus" Melts the Ice - Observations on the European Design Directive」IIC Vol.30 No.6/1999参照。

多意匠一出願で登録された意匠については、一部の意匠権のライセンスも可能である。ライセンスは、独占的なものと非独占的なものがある。ライセンス契約に別段の定めがない限り、非独占的ライセンスは、権利者の同意なしに侵害訴訟を提起することはできない（規則32条2項）。独占的ライセンスは、侵害訴訟に関する通告を意匠権利者に与えたにもかかわらず、権利者が適切な期間内に訴えを提起しなかった場合、自ら侵害訴訟を提起できる（規則32条2項）。

日本でも意匠権はライセンスの対象となる。専用実施権については、本意匠及びすべての関連意匠の意匠権について、同一の者に対して同時に設定する場合に限り、設定することができる（27条）。独占的通常実施者には、差止請求権は否定されているが（大阪地判昭和59年12月20日は債権者代位（民法423条）についても否定）、損害賠償請求権は認められており、過失の推定規定も類推適用されている（東京地判平成10年5月29日判時1663号129頁）。

担保（規則29条）

登録共同体意匠は、担保の対象となる。

日本でも意匠権は質権の対象となるが、本意匠と関連意匠は共に質権の対象とする必要がある（意匠法22条、民法343条）。

7. 登録共同体意匠の侵害訴訟

加盟国の指定を受けた第一審及び第二審の国内裁判所が、登録共同体意匠の侵害訴訟を扱う（規則80条）。第一審の判決に対しては、第二審の共同体裁判所が管轄し²³⁾、上訴については国内法が適用される（規則92条）。救済措置については各国法に委ねられるが、差止命令、損害賠償が含まれることになる（規則89条）。

日本では、各地方裁判所、各高等裁判所、最高裁判所が管轄し、特定の事件については、東京地方裁判所、大阪地方裁判所に訴えを提起することができる（民事訴訟法6条の2）。救済措置には、差止請求、損害賠償請求、信用回復措置、刑事罰がある（意匠法37条、39条、41条、69条）。

8. 登録共同体意匠の無効

OHIMは、出願した意匠が、意匠の定義に該当するかどうか、公序良俗違反か否かの2点のみを審査するので、瑕疵ある意匠が登録される場合がある。

この場合には、規則で定めた請求人適格を有するものが（規則25条）、OHIMの無効部（Invalidity Divisions）に無効宣言の請求をすることができる（規則53条）。無効理由毎に請求人適格が規定されている（規則25条2項乃至5項）。無効部の決定にはOHIM審判部へ（規則106条）、審判部の審決には第一審裁判所、そして欧州司法裁判所へ（61条）へ不服申立ができる。2003年11月27日までに、3件の無効宣言の請求があったようである。

登録共同体意匠の無効については、意匠権侵害訴訟における答弁（Plea）、反訴（Counterclaim）においても被告は無効を主張し、裁判所が無効を確定することができる（規則24条、85条）。ただし、答弁における無効の主張は、自己の各国先行意匠を理由とする場合に限られる（規則85条1項）。

日本では、登録意匠の無効は、特許庁審判部に請求するルート一本である。意匠侵害訴訟の場において登録意匠の無効を確定することはできない。ただし、登録意匠の無効が明らかな場合には、登録意匠に基づく権利行使は、権利の濫用になり許されないとする判決は可能である（意匠事件につき東京地判平成14年8月22日最高裁HP、特許事件につき最判平成12年4月11日判時1710号68頁）。

9. 非登録共同体デザイン権

非登録共同体デザイン権は、意匠が最初に欧州共同体内の公衆に利用可能とされた日から（as from the date on which the design was made available to the public within the Community）無方式で権利が発生し、3年間保護される（11条1項）。

英国の非登録デザイン権と異なり、相互主義をとっていないため、日本人、日本の企業も本権利を取得できる。本権利の効力は著作権と同様に独自創作には権利の効

23) 共同体商標権の裁判管轄・権利行使については、Gert Würtenberger「共同体商標権の行使」AIPPI48巻11号22頁参照。

力が及ばない模倣禁止権 (right to present only if use results from copying) であり、欧州共同体全域に及ぶ単一の権利である (規19条2項)。

保護要件については、登録共同体意匠とほぼ同じであるが、新規性喪失の例外の規定はない。

非登録デザイン権の有効性については、侵害訴訟における答弁 (理由は登録共同体意匠と異なり限定されていない) 又は反訴によって争うことができる (規則85条2項)。

2002年3月6日以前に公衆の利用に供された意匠については、非登録デザイン権によっては保護されないとするのが、現在のOHIMの立場である。

登録共同体意匠権と非登録デザイン権を比較すると、権利取得費用がかからない点が非登録デザイン権の最大のメリットといえる。

しかしながら、立証の困難性 (公衆の利用に供した日、相手方が独自創作でない点)、公示されないため、威嚇効果がない (警告状で相手方が止めない可能性がある)、独自創作に権利の効力が及ばない、保護期間が3年間と短い (登録共同体意匠は25年間)、登録共同体意匠の場合、OHIMに対して、正当な権原を有するものとみなされ (規17条)、侵害訴訟の裁判においても、何ら立証することなく、権利は有効なものと扱われるが (規則85条1項)、非登録共同体デザイン権にはこのような効果はないといったデメリットがある。

日本には、非登録デザイン権に相当する制度はない。但し、不正競争防止法2条1項3号は、創作保護法ではないが、実質的に未登録意匠の保護を図る制度となっている。3号の保護期間の終期「最初に販売した日から3年」は、当時検討途中であった欧州の非登録デザイン権を参考にしたものである (経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法 平成13年改正版』39頁)。

日本の意匠法の将来

「意匠のコンセプトを保護したい」、「意匠を物品に限定することなく保護したい」、「動く意匠を保護したい」、「音の意匠を保護したい」(意匠制度検討特別委員会 (平成8年)における杉浦俊作委員 (資生堂)の発言等)といった要望を耳にする。

意匠のコンセプトについては、規則では1意匠としてバリエーションの表現が可能であり、また、意匠権の効力も製品にとらわれないので、意匠のコンセプトを保護する制度となっている。日本では、表現方法も効力範囲もこの域に達していない。部分意匠制度によって、コンセプト保護へ一歩踏み出した程度と言える (齋藤瞭二「部分意匠二三の問題」『秋吉稔弘先生喜寿記念論文集 知的財産権 その形成と保護』所収 (新日本法規出版) 623頁)。

意匠の物品性については、規則では、物品性の要件がないため、「装飾」、「ロゴ」、「彫刻」、「アイコンのみ」といったものまで、保護対象となっている。日本の意匠法では、物品性が要求されるため、このような意匠は保護されず、汎用コンピュータ用のアイコンも保護されない運用となっている。

動く意匠については、アイコンの分野で、特に要望が強い。これは、アイコンの動き (階層構造) によって、一つのストーリーが作られ、消費者へ機器の操作性を説明するためである。動くアイコンについては、規則についての経験はないが、英国では、多意匠を包含するものであり、1意匠概念に含まれないとして分割を命じられた経験がある。動く意匠の保護は、欧州においても、今後の検討課題と言える。

「音」については、欧米では商標としては保護可能である²⁴⁾。しかしながら、出所表示機能を有しない「音」については、商標としては保護されないため、意匠としての保護を図れないかとの要望がある。例えば、ベント

24) 英国 (登録第2013717号/3類)、米国 (登録第916,522号/38類、登録第1959642号/10類) に登録例がある。英国の登録例は、音の商標を楽譜で表現しており、米国の登録例 (916,522号) は、文言「The mark comprise a sequence of chime-like musical notes which in the key of C sound the notes G,E,C,the"G" being the one just below middle C, the "E" the one just above middle C, and the "C" being middle C, thereby to identify applicant's broadcasting services」で表現しており、米国の登録例 (1959642号) は、周波数「The mark consists of six octaves of sound tone starting with 20 Hz and descending to 1288 Hz, then returning to 20 Hz to produce a unique sound.」で表現している。

に乗った場合、スピードが上がると、それに相応した音がしてくるが、これはデザインされた音のようである。音の保護については、規則でも保護対象となっておらず、今後の検討課題と言える。

日本では現在、意匠法改正について検討されていると聞く。規則の域まで行くか、さらに、動くアイコンの保護等それ以上の改正を試みるか注目したい。ただ、規則もまだ制度がスタートしたばかりであり、今後、無効請求、権利行使の段階に入り、相当の混乱も予想される（特に、著作権、商標権との抵触、ロゴの新規性・独自性）。これをある程度見極めた後に本格的な改正を行っても遅くないのではないかと思う。

Profile

青木 博通（あおきひろみち）

1981年 中央大学法学部法律学科卒
 1984年 弁理士登録
 1994年 商標法条約外交会議出席
 1996年 日本弁理士会意匠委員会委員長
 1999年 ヘーグ協定ジュネーブアクト外交会議出席
 2004年 特定侵害訴訟代理業務付記登録
 現 在 アジア弁理士協会本部意匠委員会共同委員長、英国商標弁護士会（ITMA）会員
 著 書：「サービスマークのすべて」（中央経済社）
 「Doing Business in Japan - Trademark- Desk Edition（共著）」（Mathew Bender）



図10 欧州共同体意匠規則と日本の意匠法の比較表

	項 目	欧州共同体意匠規則	日本の意匠法
1	基本構造	登録共同体意匠権 非登録デザイン権	登録意匠権のみ
2	主体的要件	自然人又は法人 職務創作は原則企業に帰属	自然人又は法人 職務創作は原則創作者に帰属
3	実体審査	意匠の定義、公序良俗違反のみ審査	完全審査
4	保護対象	装飾 ロゴ グラフィックシンボル Get-Up キャラクター 彫刻 タイプフェイス アイコンのみ	左記にあるものは登録不可
5	デザインコンセプトの保護	部分意匠 バリエーションを7面図以内で表現可能 製品の類否を問わない	部分意匠 バリエーションは別出願 物品の同一又は類似
6	物品性・美感・工業上利用性	なし	すべて登録要件
7	通常的使用方法で外部から見えない意匠	保護不可	登録可能
8	新規性	相対的新規性 同一又は重要でない細部において違う場合	絶対的新規性 同一又は類似

	項 目	欧州共同体意匠規則	日本の意匠法
9	独自性	Informed Userが判断主体 全体的印象の同一性 意匠創作者の自由度	日本の意匠法3条1項3号と3条2項 が対応 類似とは、一般需要者から見た美 感の類否 創作非容易とは、意匠の分野の通 常の知識を有するものが公知の形 状等から容易に創作できたか否か
10	新規性及び独自性喪失の例外	出願日（優先日）前12ヶ月 手続不要	出願日前6ヶ月 手続必要
11	博覧会による優先権	ある	なし
12	機能的意匠（Must Fit）	保護除外	登録不可
13	公序良俗違反	保護除外	登録不可
14	先願主義	商標、著作権、意匠との関係に適用	意匠との関係のみ 商標権、著作権との関係は、意匠 権の効力の制限で調整
15	手続的要件	多意匠一出願 創作者の記載は任意 優先権主張は出願日から1ヶ月以内 に可能 公告繰り延べは、出願日（優先日） から最大30ヶ月	一意匠一出願 創作者の記載は義務 優先権主張は出願と同時のみ 秘密意匠は、登録日から最大36ヶ 月
16	存続期間	出願日から最大25年間	登録日から15年間
17	権利の効力範囲	Informed User 全体的印象 意匠創作者の自由度 製品名は影響を与えない 独自性と一致	一般需要者 美感の類否 公知例を参酌 同一又は類似物品が前提 新規性と一致
18	修理用部品（Must Match）	保護対象 効力の制限	保護対象 効力の制限なし
19	譲渡 ライセンス 担保	譲渡可能 ライセンス可能 担保可能	譲渡可能 ライセンス可能 担保可能 但し、本意匠と関連意匠の関係に ついては制限あり
20	意匠の登録無効	無効理由毎に請求人適格が規定さ れている 侵害訴訟で争える 答弁又は反訴	請求人適格の制限はない、但し、 訴えの利益が必要 侵害訴訟で争えない
21	先使用权	ある 実施又は実施の準備 実施の事業と共に移転可能	ある 実施又は実施の準備 実施の事業と共に移転可能 意匠権者の承諾を得た場合、相続 その他の一般承継の場合移転可能